外国株式取引に関する説明書　新旧対照表（平成 27 年 6 月 1 日）

（下線部分変更箇所）

新	旧
P6 **Ⅲ　米国株式取引** (9)移管・入出庫 (a)　入庫 当社への入庫は当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。当社への米国株の入庫をご希望される場合は、あらかじめ当社 WEB サイトの米国株式のサービス概要ページなどから「取扱銘柄一覧」をご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。 ① 移管元証券会社にご連絡いただき、移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求ください。 ② 移管元証券会社より入手された移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ移管元証券会社へご提出ください。 ③ 移管元証券会社に同申込書が届き次第、移管元証券会社と当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。 (b)　出庫 当社からの出庫は移管先証券会社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社であれば移管が可能です。当社からの米国株の出庫をご希望される場合は、あらかじめ移管先証券会社に取扱いが可能かご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。 ① 当社 WEB サイトの移管（入庫・出庫）ページから外国（米国・中国）株式の移管出庫サービス（セルフ印刷）にて、「外国証券移管依頼書」の PDF ファイルを印刷のうえ、ご署名・ご捺印いただき、当社までご返送ください。 ※当社コールセンターにご連絡いただき、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくことも可能です。 ② （当社コールセンターに書類をご請求された場合）当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。 ③ 当社に同申込書が届き次第、当社と移管先証券会社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了したか否かについては移管先証券会社にご確認ください。 ※　お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。 ※　当社、および移管元または移管先証券会社での照合手続き、事務処理等により移管完了ま	**Ⅲ　米国株式取引** (9)移管・入出庫 当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。ただし、本券の入出庫は行っておりません。当社への米国株の移管をご希望される場合は、以下の手続きを行ってください。 ① コールセンターにご連絡いただき、「外国証券証券会社間移管申込書」をご請求ください。 ② 当社より郵送された「外国証券　証券会社間移管申込書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。 ③ 当社に同申込書が届き次第、当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。 （新設） ※　お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。 ※　当社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかなりの日数を要する場合がござ

でにかなりの日数を要する場合がございます。 ※ 本券の入出庫は行っておりません。 ※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等がアメリカ現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。 （削除）	います。 （新設） ※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等がアメリカ現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。 ※ 上記コールセンターでのお手続きの他に、ウェブサイトから、「外国証券 証券会社間移管申込書」の PDF ファイルをセルフ印刷のうえ、お手続きいただくことも可能です。
P14 **Ⅳ 中国株式取引** (11)移管・入出庫 (a) 入庫 当社への入庫は当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。当社への中国株の入庫をご希望される場合は、あらかじめ当社 WEB サイトの中国株式のサービス概要ページなどから「取扱銘柄一覧」をご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。 ① 移管元証券会社にご連絡いただき、移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求ください。 ② 移管元証券会社より入手された移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ移管元証券会社へご提出ください。 ③ 移管元証券会社に同申込書が届き次第、移管元証券会社と当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。 (b) 出庫 当社からの出庫は移管先証券会社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社であれば移管が可能です。当社への中国株の出庫をご希望される場合は、あらかじめ移管先証券会社に取扱いが可能かご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。 ① 当社WEBサイトの移管（入庫・出庫）ページから外国（米国・中国）株式の移管出庫サービス（セルフ印刷）にて、「外国証券移管依頼書」の PDF ファイルを印刷のうえ、ご署名・ご捺印いただき、当社までご返送ください。 ※当社コールセンターにご連絡いただき、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくことも可能です。 ② （当社コールセンターに書類をご請求された場合）当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。 ③ 当社に同申込書が届き次第、当社と移管先証券会社にて必要な手続きを行います。な	**Ⅳ 中国株式取引** (11)移管・入出庫 当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。ただし、本券の入出庫はおこなっておりません。当社への中国株の移管をご希望される場合は、以下の手続きを行ってください。 ① コールセンターにご連絡いただき、「外国証券 証券会社間移管申込書」をご請求ください。 ② 当社より郵送された「外国証券 証券会社間移管申込書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。 ③ 当社に同申込書が届き次第、当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。 （新設）

お、処理が完了したか否かについては移管先証券会社にご確認ください。 ※　お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。 ※　売買単元未満の株式の入庫はできません。各銘柄の売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 ※　当社、および移管元または移管先証券会社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかなりの日数を要する場合がございます。 ※　本券の入出庫は行っておりません。 ※　取扱銘柄の上場廃止・破産等が現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。 （削除）	※　お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。 ※　売買単元未満の株式の入庫はできません。各銘柄の売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 ※　当社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかなりの日数を要する場合がございます。 （新設） ※　取扱銘柄の上場廃止・破産等が現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。 ※　上記コールセンターでのお手続きの他に、ウェブサイトから、「外国証券　証券会社間移管申込書」の PDF ファイルをセルフ印刷のうえ、お手続きいただくことも可能です。
P16 **Ⅴ　韓国株式取引** P19 **Ⅵ　ロシア株式取引** P22 **Ⅶ　ベトナム株式取引** P25 **Ⅷ　インドネシア株式取引** P28 **Ⅸ　シンガポール株式取引** P31 **Ⅹ　タイ株式取引** P34 **Ⅺ　マレーシア株式取引** （平成 27 年 6 月）	P15 **Ⅴ　韓国株式取引** P18 **Ⅵ　ロシア株式取引** P21 **Ⅶ　ベトナム株式取引** P24 **Ⅷ　インドネシア株式取引** P27 **Ⅸ　シンガポール株式取引** P30 **Ⅹ　タイ株式取引** P33 **Ⅺ　マレーシア株式取引** （平成 27 年 1 月）

以上